資料1-3

厚生労働省発生食 0714 第 7 号 令 和 3 年 7 月 14 日

食品安全委員会 委員長 山本 茂貴 殿

厚生労働大臣 田村 憲久 (公印省略)

食品健康影響評価について

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第14号、食品安全委員会令(平成15年政令第273号)第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令(平成15年内閣府令第66号)第1号の規定に基づき、下記事項に係る食品安全基本法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法(昭和22年法律第233号)第13条第1項の規定に基づく「食品、添加物等の規格基準」(昭和34年厚生省告示第370号)に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」(平成12年厚生省告示第233号)第3条の規定に基づき、次に掲げる添加物の安全性審査を行うこと。

JPBL010 株を利用して生産されたα-アミラーゼ



JPBL010 株を利用して生産された α - アミラーゼ に係る食品健康影響評価について

1. 趣旨

「JPBL010 株を利用して生産された α - r > 7 = 7 = 7 = 7 = 9 =

2. 評価依頼品目の概要

本品目は、すでに安全性審査の手続きを経た旨の公表がなされた α - アミラーゼ (NM44 7)の生産性のさらなる向上を目的として、*Bacillus licheniformis* Ca63 株を宿主とし、*Geobacillu s stearothermophilus* C599 株由来の *amvM447*遺伝子の導入等を行ったものである。

3. 酵素の機能

本品目は、デンプンの α-1.4-D-グルコシド結合を加水分解する酵素である。

4. 利用目的及び利用方法

本品目は、パン製造及びケーキ類製造において加工助剤として用いられる。用途及び使 用形態は既存の α ーアミラーゼと相違はない。

5. 海外の状況

本品目は、デンマーク及びフランスにおいて食品用加工助剤として承認されている。

6. 今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、官報公告等の手続を進める。